

鹿の瀬漁場をめぐる～林と東二見の争論～

明石海峡は水深が深く水流も激しいが、明石の林崎沖から西へ播磨灘の中央にかけては広大な浅瀬(右:林崎港から西を臨む、右上:明石市立文化博物館展示の海底模型)があり、鹿の瀬と呼ばれています。東西約 20 km、南北約 5 kmにわたる漁場で、昔から魚族が宝庫であるとともに、その産卵場でありました。現在はノリの養殖(右下)、春はイカナゴ漁などがあります。この鹿の瀬の漁場をめぐるは、特に江戸時代において、林村と東二見村との間で訴訟(争論)が繰り返されました。『明石市史 上巻』、『ふるさと二見の歴史』をもとに、その概要を記載します。



○天正の争論

桃山時代に高山右近が船上城主のころ、姫路領の沿岸漁民から鹿の瀬について入会(共同利用)の訴訟が起されたが、林浦の言い分が通り、大坂の三奉行から鹿の瀬は林浦の漁場であることが確認されました。林浦ではこの時に訴訟費用として大坂の塩屋弥左衛門から銭五十貫文を借り入れ、鹿の瀬を質物としました。その利息としてか、林浦から塩屋に魚を永代贈ることを約束しました。天正 14 年(1586)8 月 21 日のことです(宝暦十(1760)年『林浦鹿の瀬覚書』の記述による)。

○寛永十八年の争論

寛永 18 年(1641)加古郡東二見村が新規に網を作って鹿の瀬で漁業を始めたので、林村が京都の奉行所に訴えました。このとき塩屋弥左衛門の子孫が天正の質証文を証拠として林村の漁場に相違ないことを立証したので、林村の勝訴となりました。以後鹿の瀬では東二見村の網は停止され、他領は勿論、同領のものでも無断で入漁できないと判決されました。(右:東二見港から東の林崎方面を臨む)



○宝暦十一年の争論

宝暦 10 年(1760)東二見村の漁民が鹿の瀬で蛸壺漁をはじめたので、林村の漁民が元縄を切り捨てたことから争いとなり、宝暦 11 年東二見村が大坂の奉行所に訴えました。奉行所より論所になっている漁場を記した立会絵図をつくり提出するよう命じられ、1 年かかき宝暦 12 年 10 月に『鹿の瀬漁場絵図』(右図)が出来ました。これが東二見の漁家で八畳敷の絵図面と呼ばれているものです。奉行所の裁許(判決)は、今回争いとなった 11 か所は全て林村の漁場とされ、東二見村の主張は認められませんでした。東二見村は 1100 石余りの村高で銀 2 貫 433 匁 1 分の運上銀を領主に納めていましたが、13 か所の漁場のうち 11 か所を失って以降も運上銀の引き下げはなく、不漁のため運上銀にも差支えたようです。また、働き場がなくなったために生活困窮者も多くなり、飢え扶持を役所に願い出ました。



○安永年間の争論(江戸への出願)

宝暦 12 年の大坂の奉行所の裁許(判決)後、困窮した東二見村は、代表者 3 名を立て、江戸の勘定奉行に訴えることにしました。安永 2 年(1773)1 月 12 日、庄屋孫左衛門の代理弟惣兵衛、惣百姓・漁師総代の市郎右衛門・伊左衛門の 3 名が江戸へ出発。2 月 12 日、勘定奉行石谷備後守に願い出ました。しかし、7 月 12 日、「この事件は、すでに 13 年以前に大坂で判決済みのことであるから大坂へ再願するならば格別のこと、当役所では裁判できない。願書は返すから帰村せよ」と言いつけられました。

3 名は帰路につきましたが思い直し、江戸に引き返し、入牢する覚悟で老中松平右近将監に、安永 2 年 11 月 17 日、駕籠訴(直訴)しました。老中は別の勘定奉行川井越前守に対し出願するよういい、川井は石谷備後守に再度願い出るよう指示しました。石谷勘定奉行の再吟味が安永 3 年 4 月に終わり、大坂の奉行所で再審することになりました。大坂の奉行所は、諸国の漁業を調査し、地先(海岸)より 8 町(約 880m)まではその村の領分で、その沖手は他所からの入会(共同利用)の海となっている事例があると、安永 7 年 3 月 7 日、東二見村の主張が認められ、漁場を確保できることになりました。駕籠訴を命がけて行った 3 名は、「安永の三義人」と称せられ、東二見の瑞応寺に墓、御厨神社に頌徳碑が建てられ、永く敬われています。



江戸時代の争論では、先例が重視されることが多いですが、中期以降になると経済格差等も広がり、旧慣では現実の秩序が維持できなくなり、現実的な判断がなされることが起こります。その一例と見方もできる争論です。

【参考文献】『明石市史上巻』(明石市役所 昭和 35 年) 『ふるさと二見の歴史』(大西昌一 平成 17 年)